報　告　資　料

参考資料

1　県管理の港湾における分区の指定状況

（区分）	湘南港	葉山港	大磯港	真鶴港	主な用途
商港区	○		○	○	一般貨物の保管･流通
漁港区	○	○	○	○	水産物の保管･流通、漁船･漁具の補修や出漁準備
マリーナ港区	○	○		○	ヨット等用具の保管、スポーツレクリエーション

2　県管理の港湾の分区内に建設可能な構築物（代表例）

区分		商港区	漁港区	マリーナ港区
共通	港湾施設	管理事務所、防波堤、給水･給油施設		
	共同利用施設	港湾・海事の展示施設、会議場、研修施設		
	官公署	警察署、消防署等		
個別	船舶関係施設	固定式荷役機械	漁具補修･保管施設	ヨット等の用具倉庫
	流通関係施設	トラックターミナル、卸売市場	水産物の卸売市場、冷蔵倉庫、製氷工場	
	事業者の事務所	運送･倉庫･観光事業者の事務所	水産業者･水産業協同組合の事務所	
	福利厚生施設	港湾関係者の休泊所、診療所	漁業関係者の休泊所、診療所	ヨット等利用者の事務所･集会所
	便益施設	旅客･貨物事業者のための金融機関、ホテル･旅館･商店･飲食店（これらのうち風俗営業等を除く）	日用品･船用品･水産物の商店、飲食店（これらのうち風俗営業等を除く）	ヨット等利用者のためのホテル･旅館･商店･飲食店（これらのうち風俗営業等を除く）

3　風営法の見直しイメージと条例による規制対象

（「客にダンスをさせる営業」に係る見直しについて、警察庁資料を基に作成）

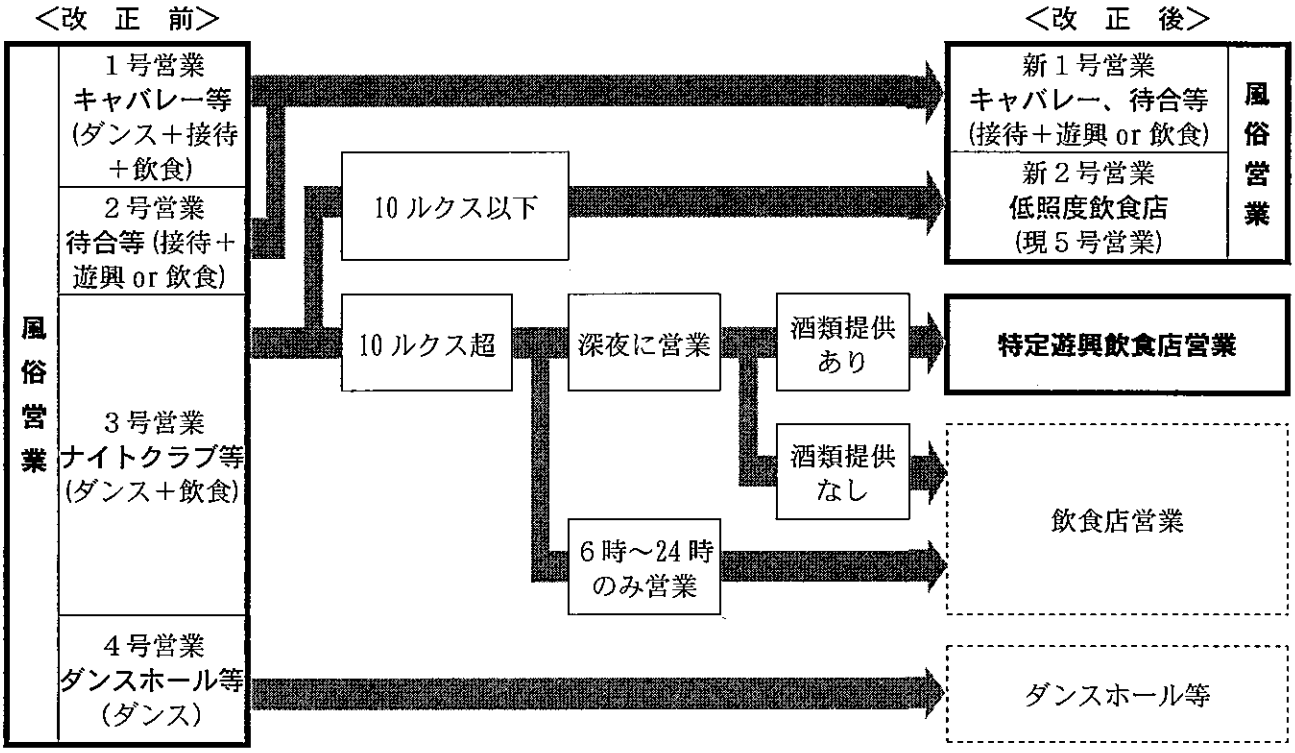

公安委員会の許可を必要とし、条例により構築物の建設等を禁止する営業

風営法の規制対象から除外され、条例による規制対象からも除外する営業

報告資料１

港湾の臨港地区内の分区において規制する構築物について

１　港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制

県では、県管理の４港湾で、無秩序な土地利用の防止などを図るため、平成 17 年に、「港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」（以下「分区条例」という。）を制定し、臨港地区内の各分区（商港区、漁港区及びマリーナ港区）における、建築物その他の構築物（以下「構築物」という。）を規制している。

２　風俗営業を行う構築物の規制

分区条例では、各分区において、風俗営業を行う構築物を規制している。

このたび、国では、ダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下「風営法」という。）の一部を改正し、客にダンスをさせる営業の分類を、店内の照度、深夜営業の有無、飲食や酒類提供の有無により見直した。

具体的には、「特定遊興飲食店営業」という新たな分類が設けられ、「風俗営業」と同様に公安委員会の許可を要するものとされた。

これに伴い、港湾における良好な環境を維持するためには、「風俗営業」に加えて、「特定遊興飲食店営業」を行う構築物を、各分区において、規制する必要がある。

３　風営法の改正に伴う対応

- 改正風営法で、都道府県は、政令で定める基準に従い、「特定遊興飲食店営業」の営業所の設置を許容する地域（以下「許容地域」という。）を風営法施行条例で定めることとなった。
- 風営法を所管する県警察本部では、当初、「特定遊興飲食店営業」の許容地域は、教育機関の周辺を除いた地域など、港湾の臨港地区内を含め、現行の風俗営業が可能な地域を幅広く認める方向で、風営法施行条例の一部改正を検討
- このため、分区条例を所管する県（県土整備局）では、港湾における良好な環境を維持するため、「特定遊興飲食店営業」を行う構築物を新たに規制する方向で分区条例の一部を改正することとし、平成 27 年９月末、県議会建設常任委員会に、この旨を報告するとともに、本審議会への諮問を予定
- 10 月７日、県警察本部は、上記の許容地域を幅広く認めるのではなく、現行の風俗営業の営業時間の延長（午前０時までを午前１時までに延長）を認めている横浜市及び川崎市の一部の地域に限定する方針を固め、その内容で、パブリックコメントを開始（26 日まで）
- 今後、風営法施行条例において、「特定遊興飲食店営業」の許容地域を、パブリックコメントで示したとおり、一部の地域に限定するのであれば、港湾の臨港地区内で「特定遊興飲食店営業」を行うことはできず、分区条例の改正は必要ない。
- 一方、「特定遊興飲食店営業」の許容地域を幅広く認め、港湾の臨港地区内においても営業を行うことを認めるのであれば、分区条例の一部改正が必要となる。

4　今後の予定

- 県警察本部においては、パブリックコメントの意見等を参考に、11 月上旬に、「特定遊興飲食店営業」の許容地域を定める風営法施行条例の一部改正案を決定
- 風営法施行条例の一部改正案において、「特定遊興飲食店営業」を港湾の臨港地区内においても認める内容であれば、分区条例の一部改正案を県議会に提案し、議決を得る必要があるが、改正風営法の施行（平成 27 年 6 月 24 日の公布の日から 1 年以内で政令で定める日）の時期や改正条例の周知期間などを考慮すると、県議会第 3 回（11 月）定例会に一部改正案を提案する必要がある。
- 県警察本部における風営法施行条例の一部改正案の決定から、分区条例の一部改正案の県議会への提案までの期間が短く、この間に、再度、本審議会を会議形式で開催することは難しいと考えられるため、書面開催による諮問・答申とし、答申の文案については会長一任としていただくことをお願いしたい。

参考資料

湘南港の主な施設

(1)港湾管理事務所　[規　　模]　建築面積 2,052m²、延床面積 3,399m²
地上２階、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)
[主な施設]　(１階) 管理事務室、会議室(ミーティングルーム)
更衣室(男女)、喫茶･軽食施設、売店
(２階) 会議室(大会運営室)
(屋上) 津波避難施設 (100m²、200 人収容)

(2)ヨット保管場所　保管可能隻数　1,101 隻 (再整備前 990 隻)
ディンギーヨット　942 隻 (　〃　880 隻)
クルーザーヨット　159 隻 (　〃　110 隻)

(3)緑地　約 19,400m² (東緑地、南緑地、西緑地、北緑地、中央緑地)

(4)遊歩道　540m (南防波護岸上部)

(5)耐震岸壁(本船岸壁)　109m

(6)江の島大橋　324m

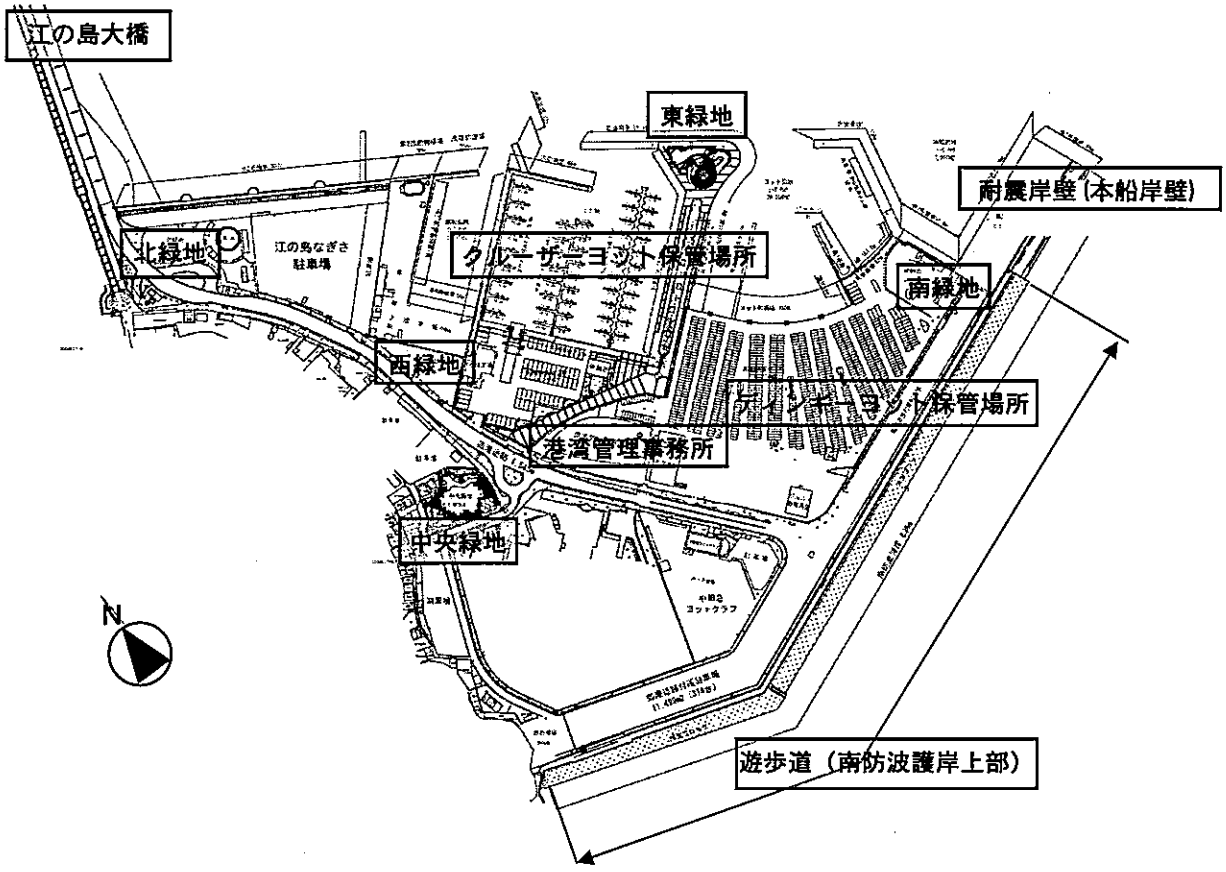

報告資料２

東京2020オリンピックセーリング競技の江の島開催について

1　湘南港の概要

湘南港は、昭和39年に、東京オリンピックのヨット競技会場として完成し、以来、公共ヨットハーバーの草分けとして、我が国におけるヨットの普及に大きな役割を担ってきた。平成３年度からは、一般の人々も気軽に訪れることができる開かれたマリーナを目指して、再整備を進め、現在に至っている。

現在では、年間約100回のヨットレースが開催されているほか、青少年のヨット教室、障がい者や高齢者でも操作が容易な小型ヨットの体験教室も開催されるなど、誰もが気軽に訪れることのできる港として、年間９万人以上の方々に利用されている。

2　セーリング競技

(1)日程

大会期間　　2020年７月24日～８月９日（17日間）

セーリング競技　　７月26日～８月８日（14日間）

(2)江の島開催決定までの経緯

平成26年６月10日　東京都議会において、舛添都知事が、整備コストの高騰などから会場整備計画を見直す方針を表明。

11月19日　東京都は、都議会において、セーリング競技会場について、若洲オリンピックマリーナの新設を中止し、既存の都立若洲ヨット訓練所を拡張して使用する方向で検討する旨を報告。

平成27年４月10日　東京都は、都議会において、航空管制に係る調整が非常に厳しいことから、若洲ヨット訓練所での実施の調整と並行して、代替会場を検討する旨を報告。

４月中旬～５月下旬
国際・国内競技団体、組織委員会、東京都において、代替候補地の現地視察を含め、関係者等と協議・検討。

６月　８日　組織委員会がIOC理事会において、セーリング競技会場を江の島ヨットハーバーとすることを報告し、了承を得た。

(3)セーリング競技の概要

ロンドン大会（2012年開催）の事例は、以下のとおりである。

・種 目 数　１人乗りのヨットやウインドサーフインなど
男子６種目、女子４種目の合計10種目

・参加国数　48か国（最も参加の多かった種目の参加国数）

・参加人数　総勢380名

※なお、ブラジルリオ大会(2016年開催)においても、同様の10種目の実施が予定されている。

(4)今後の対応

会場整備など、大会運営の詳細については、今後、組織委員会等と調整を図りながら、検討していくことになるが、港湾管理者としても積極的に協力し、大会の成功を支援していく。